女性活躍推進オーダーメイド事業業務委託企画コンペ実施要領

１．業務委託の内容

　　女性活躍推進オーダーメイド事業業務委託仕様書のとおり

２．参加要件

企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす企業、CSO等とする。

（１）過去、同種の業務を受託した実績を有していること。

（２）緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

（５）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

（６）佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

３．募集方法

　　県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

４．企画コンペ及び審査の実施方法

企画書、実績書等の資料により、参加者がプレゼンテーションを行う。

審査員は、別表１の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

５．オリエンテーション（説明会）について

（１）日　時　　平成２８年３月２３日（水曜日）１０時３０分

（２）場　所　　佐賀県庁仮設庁舎２階　くらし環境本部　本部会議室

　　　　　　　　（佐賀市城内１丁目1-59　佐賀県庁仮設庁舎２階）

（３）オリエンテーション参加申込

　　①参加申込先　danjo-kenmin@pref.saga.lg.jp

②記載内容　タイトル：オリエンテーション参加申込

　　　　　本　　文：会社名等、担当部署名、参加者氏名、電話番号

　　③提出期限　平成２８年３月１８日（金曜日）１７時１５分まで

６．企画コンペの参加申込書等の提出について

（１）提出期限　平成２８年３月２８日（月曜日）１７時１５分まで

（２）提出場所　佐賀県くらし環境本部 男女参画・県民協働課 男女共同参画担当

　　　　　　　　　（佐賀市城内１丁目1-59　佐賀県庁仮設庁舎２階）

（３）提出書類　参加申込書（様式１）、実績書（様式２）、誓約書（様式３）

（４）提出方法　郵送または持参（期限内必着）

７．企画書等の提出について

（１）提出期限　平成２８年４月１５日（金曜日）１７時１５分まで

（２）提出場所　佐賀県くらし環境本部 男女参画・県民協働課 男女共同参画担当

　　　　　　　　　（佐賀市城内１丁目1-59　佐賀県庁仮設庁舎２階）

（３）提出書類

①　企画書（７部）

②　見積書（７部）

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

③　会社概要（７部）

本業務の実施体制が分かるものを含む

（４）提出方法　郵送または持参（期限内必着）

８．企画コンペ、審査会の開催について

（１）日　　時　　平成２８年４月１９日（火曜日）

　　　　　　　　　※個別の時間については、参加者に別途通知する。

（２）場　　所　　佐賀県庁新行政棟４階　特別会議室Ａ

（３）実施方法　　参加者は、企画書、実績書等の資料により、プレゼンテーションを行う。

（４）その他　　スクリーン、プロジェクター、パソコンが必要な場合は県で用意するので、前日までに担当者に連絡すること。

９．実施スケジュール（予定）

平成28年3月4日（金曜日）　　　　　　　県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでの公募開始

平成28年3月18日（金曜日）～17時15分　ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ参加申込期限

平成28年3月23日（水曜日）10時30分～　ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ (於 部内会議室)

平成28年3月28日（月曜日）～17時15分　企画ｺﾝﾍﾟ参加申込書等提出期限

平成28年 4月15日（金曜日）～17時15分　企画書等提出期限

平成28年4月19日（火曜日）15時30分～　企画ｺﾝﾍﾟ、審査会 (於 特別会議室Ａ)

平成28年5月上旬　予定　　　　　　　　　　委託業者決定、契約

平成28年5月～平成29年3月 　　　　　　　事業実施

10．企画コンペの取りやめ等

（１）審査員への接触など企画コンペを公平に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（２）天災地変その他のやむを得ない事由により企画コンペをすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11．失格要件

　　次のいずれかに該当する者は失格とし、企画コンペに参加できないこととする。

（１）参加する資格のない者

（２）当該企画コンペについて不正行為を行った者

（３）佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等

（４）上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

12．費用負担

　　プレゼンテーション、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

13．その他

（１）提出物は返却しない。

（２）虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（３）企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルの無いようにすること。

（４）企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。この場合、次順位の者と契約を締結する。

（５）企画コンペについての問い合わせは、電話・ファクス・メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

（６）この企画コンペは、平成２８年度２月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。その場合は、佐賀県ホームページにより公告する。

14．問い合わせ先

　　佐賀県くらし環境本部 男女参画・県民協働課 男女共同参画担当　堀田

　　〒８４０－００２４　佐賀市城内一丁目１－５９

TEL　 ０９５２－２５－７０６２

FAX　 ０９５２－２５－７３３８

Mail hota-yuukia@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項　　　目**  別表１　　「評価基準」 | | **基　　　準** |
| 企画内容に対する評価 | 企画内容の  創造性 | ・モデル企業にとって、より高い効果が得られる取組が提案されているか。  ・事業実施後に、モデル企業が自発的に継続して女性の活躍推進に取り組むことが出来るための工夫がみられるか。 |
| 内容の妥当性 | ・企画内容や実施回数、スケジュールが具体的かつ明確であるか。  ・女性活躍推進が、企業の有効な経営戦略となることが、モデル企業内に浸透する内容になっているか。  ・モデル企業のコンサルティングが具体的でかつ、適切なヒアリング内容であるか。 |
| 事業実施の  効果 | ・事業実施により、モデル企業の女性の活躍推進の効果が十分期待できるか。  ・モデル企業参加者の意識を変えることができる企画となっているか。  ・事業内容や、ノウハウを外に向けて発信することで、県内企業に波及効果を促す企画となっているか。 |
| 業務遂行体制に対する評価 | 業務遂行の  妥当性 | ・業務責任者等、業務に従事する者の体制が整っており、各々の役割分担が明白になっているか。  ・業務の遂行に必要な組織・人員を有しているか。 |
| 事業実績 | ・同規模以上の研修実績を有しているか。  ・企業に対してのコンサルタント業務の実績があるか。  ・講演会並びにグループワーク及びワークショップ等のイベントをコーディネートした業務実績があるか。 |
| 総合的な  評価 | その他 | ・その他、特に評価に値する点があるか。 |
| 経費 | 経費の妥当性 | ・必要経費の見積額は妥当か。 |
| **総　　計** | | |